

報道各位

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

1. 被処分者及び処分内容

被処分者 水道局技術部 50歳代 課長級職員

処分内容 停職3カ月

2. 処分対象事案の概要

被処分者は、令和6年4月16日午後6時9分頃、帰宅するため運転していた乗用車を、前方不注意により、進路前方で停車していた乗用車に追突させ、衝撃によりその乗用車をさらに前方の路線バス後部に衝突させ、追突された乗用車の運転者と、バスの乗客1名に、各々全治2週間の傷害を負わせた。

その際、救護措置及び警察への報告の義務があるにもかかわらずこれを怠り、その場を離れた。

なお被処分者は、令和7年1月、略式命令により罰金70万円の刑事処分を受けるとともに、運転免許取消(欠格期間4年)の行政処分を受けた。

3. 処分年月日

令和7年2月5日

4. その他

本件についての問い合わせは、本日午後8時まで対応いたします。

〔問い合わせ先〕

新潟市水道局 総務課

担当 相川、吉田

電話 025-232-7313(直通)